

都筑区一時託児推進事業実施要領

制定 平成 17 年 3 月 31 日都筑地振第 536 号（区長決裁）
最近改正平成 21 年 9 月 30 日都筑地振第 825 号（区長決裁）

1 目的

横浜市男女共同参画行動計画に基づき、都筑区内において子どもの保護者の社会参加をより一層促進し、男女が共に生き生きと充実した生活ができるよう支援するとともに、都筑区において実施する事業の円滑な実施のため、一時託児を実施します。

一時託児は、保護者の社会参加を図るだけでなく、子どもが保護者と離れた時間を豊かな関わりの中で過ごせるよう配慮するとともに、保育協力者の社会参加の場として充実します。

2 対象事業

- (1) 都筑区が主催または共催する事業
- (2) 横浜市（局・事業本部）が都筑区内で主催または共催する事業

3 一時託児の実施基準

(1) 対象となる子ども

対象事業の参加者の養育する子どもであって、1歳以上6歳未満の未就学児とします。1歳未満の子どもの託児希望があったときは、保育協力者の了承が得られる場合にかぎり受け入れるものとします。

(2) 一時託児の時間

おおむね3時間程度とします。

(3) 一時託児の場所

原則として、対象事業の会場と同一敷地内にある会議室、和室等とします。

(4) 保育協力者の配置基準

原則として、子どもが1人の場合は保育協力者1人、子ども2～6人の場合は保育協力者2人、子ども7人～10人の場合は保育協力者3人とします。ただし、2歳未満の子どもに対しては子ども1人につき保育者1人とします。

4 一時託児の準備

(1) 事前打合わせ

事業主催者は、日時、場所、一時託児人数等必要な事項について保育協力者の連絡担当者と事前に打合わせすることとします。

(2) 安全への配慮

保育協力者は、託児にあたっては安全に十分配慮し、事故等緊急の事

態が発生した場合は、速やかに事業主催者に連絡するものとします。事故への対応は、事業主催者が行うものとします。

5 保険について

保育協力者の一時託児の活動に関わる事故については、横浜市市民活動保険の適用申請をします。

6 費用負担

(1) 保育協力者への謝金

事業主催者は、保育協力者が活動に要する交通費等の実費相当額として、原則として1人1回の依頼につき2,000円の謝金を支払うものとします。

(2) 保護者の負担

保育協力者の交通費等の実費相当額の一部を保護者から徴収します。徴収する場合には、広報等で予め明記することとします。

(改正施行日)

この要項は平成21年9月30日から改正施行する。